

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ 　・

法人名

()

別表十六（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人の減価償却資産について旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合、措置法による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。

なお、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に關し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六（一）又は別表十六（二）の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。

減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項（減価償却に関する明細書）（令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出書等の規定の準用））において準用するものを含みます。）の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類には、「構造2」から「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」まで、「見積残存価額9」、「残価保証額15」、「残価保証額18」、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額20」から「積立金の期中取崩額22」まで、「リース期間又は改定リース期間の月数24」、「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」、「翌期への繰越額の内訳」の「41」及び「42」の各欄の記載は要しません。

（注）特別償却の対象となった減価償却資産については、措置法第46条及び第68条の30（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）並びに第46条の2第1項及び第68条の31第1項（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので御注意ください。

「種類1」、「構造2」及び「細目3」には、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から第八までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。

「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」は、当期の中途において賃貸の用又は事業の用に供した年月を記載します。

「見積残存価額9」には、令第48条第1項第6号（旧国外リース期間定額法）に規定する国外リース資産（以下「国外リース資産」といいます。）について、当該国外リース資産をその賃貸借の終了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を記載します。

「残価保証額15」及び「残価保証額18」は、それぞれ次により記載します。

イ 旧リース期間定額法 令第49条の2第1項（リース賃貸資産の償却の方法の特別）に規定するリース賃貸資産（以下「リース賃貸資産」といいます。）の令第48条第1項第6号に規定する改正前リース取引（以下「改正前リース取引」といいます。）に係る契約において定められている当該リース賃貸資産の賃貸借の期間の終了の時に当該リース賃貸資産の処分価額が当該改正前リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該改正前リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額を記載します。なお、当該保証額の定めがない場合には、零と記載します。

ロ リース期間定額法 リース期間終了の時に令第48条の2第1項第6号（リース期間定額法）に規定するリース資産の処分価額が同条第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該所有権移転外リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額を記載します。

「リース期間又は改定リース期間の月数24」及び「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」は、それぞれ次により記載します。

イ 旧国外リース期間定額法 改正前リース取引に係る契約において定められている国外リース資産の賃貸借の期間の月数及び当期におけるその国外リース資産の賃貸借の期間の月数を記載します。

ロ 旧リース期間定額法 令第49条の2第1項の規定の適用を受けるリース賃貸資産のリース期間のうち同項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間の月数及び当期における当該リース賃貸資産の賃貸借の期間の月数を記載します。

また、「リース期間又は改定リース期間の月数24」のかっこの中には、旧リース期間定額法を採用している場合における

リース期間の月数を記載します。

ハ リース期間定額法 令第48条の2第5項第7号に規定するリース期間の月数及び当期におけるリース資産の賃貸借の期間の月数を記載します。

二 なお、国外リース資産、リース資産及びリース賃貸資産（以下「リース資産等」といいます。）につき、令第48条第5項第3号、令第48条の2第4項及び令第49条の2第4項に規定する評価換え等（以下「評価換え等」といいます。）が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる事業年度において、それぞれ次の月数を記載します。

（イ）期末評価換え等（評価換え等のうち、令第48条第5項第4号に規定する期中評価換え等（以下「期中評価換え等」といいます。）以外のものといたします。以下同じ。）が行われた事業年度若しくは連結事業年度後後の各事業年度若しくは各連結事業年度「24」には、そのリース資産等の賃貸借の期間のうちその期末評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度終了の日後の期間の月数を記載し、「25」には、「24」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。

（ロ）期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度若しくは各連結事業年度「24」には、そのリース資産等の賃貸借の期間のうちその期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度開始の日（当該事業年度若しくは連結事業年度がそのリース資産等を賃貸の用に供した日の属する事業年度若しくは連結事業年度である場合には、同日）以後の期間の月数を記載し、「25」には、「24」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。

「租税特別措置法適用条項27」には、措置法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄のかっこの中には、その特別償却又は割増償却の割合を記載します。

「特別償却限度額28」の外書きには、措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）又は措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。

当該減価償却資産について法第31条第5項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する満たない金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額34」の欄の上段に外書きとして、記載します。この場合、「償却不足によるもの35」、「積立金の取崩しによるもの36」及び「差引合計翌期への繰越額37」の各欄の記載に当たっては、「前期からの繰越額34」の欄の金額には当該帳簿記載等差額を含むものとして計算します。

当該事業年度若しくは連結事業年度前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等が行われた減価償却資産又は当該事業年度若しくは連結事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は次によります。

イ 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」、「取得価額又は製作価額12」又は「取得価額17」の各欄の上段にそれぞれ外書きとして、記載します。この場合、「差引取得価額8」、「差引取得価額14」又は「償却額計算の基礎となる金額19」の各欄の記載に当たっては、当該増額された金額をそれぞれ「6」、「12」又は「17」に含めて計算します。

ロ 「償却額計算の基礎となる金額 - 10」、「償却額計算の基礎となる金額 - 16」、「償却額計算の基礎となる金額 - 19」、「リース期間又は改定リース期間の月数24」及び「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」の各欄は、それぞれ「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額） - 10」、「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額） - 16」、「償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額） - 19」、「リース期間又は改定リース期間（期末評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度開始の日（当該事業年度又は連結事業年度が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又はリース資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、その用に供した日）以後の期間）の月数24」及び「当期における同上のリース期間又は改定リース期間の月数25」として記載します。